

## プラス4000円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険料は、月額1万6610円の保険料に4000円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。



▼**受給額(年額)**  
2000円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乘せされます。

▼**2年以上でお得**  
付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。

▼**申し込み方法**  
年金手帳(または納付書)と認め印(朱肉を使うもの)を持参して手続きをしてください。

▼**申込先・問い合わせ**  
町民課住民係  
☎985-4106  
松山西年金事務所国民年金課  
☎925-5105

## 郷土を美しくする清掃を中止します

6月5日(土)に開催を予定していた、「第52回郷土を美しくする清掃」は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止します。来年度の参加をよろしくお願ひします。

☎町民課生活環境係  
☎985-4117



## 納め方を確認しましょう 町民税の納税方法をお知らせします

▼**特別徴収(給与からの天引き)**  
事業主が従業員の町民税を毎月の給与から天引きして納めます。  
【対象者】前年中と令和3年4月1日に給与の支払いを受けた人  
【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ  
▼**特別徴収(年金からの天引き)**  
公的年金支払者が受給者の町民税を年金から天引きして納めます。  
【対象者】前年中と3年4月1日に公的年金などの支払いを受けた65歳

以上の人(昭和30年4月3日～31年4月2日生まれの方は10月支払分から天引き)  
【税額】納税通知書で6月にお知らせ  
▼**普通徴収(納付書または口座振替)**  
特別徴収以外の人が、町から送付する納付書か口座振替により年4回で納めます。  
【税額】納税通知書で6月にお知らせ  
※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。  
☎町民課住民係  
☎985-4110

## 不安や悩みは専門家に相談を

心身の不安や悩みなど、心に抱える健康問題などを医師や専門家に相談しませんか。相談は、本人だけでなく、家族も行うことができますので、気軽に利用してください。

【**こころの健康相談(個別相談)**】  
▼**相談日** 6月11日(金)  
※7月以降の日程は、広報まさきお役立ちカレンダーで確認を。

▼**相談時間** ①13時30分～14時30分、②14時30分～15時30分、③15時30分～16時30分  
※1回1時間程度で予約制

▼**担当者** 精神科医師、臨床心理士、社会福祉士  
▼**予約方法** 電話かメール予約

【**よろず相談(相談会)**】  
▼**相談日** 6月29日(火)、9月1日(水)、12月7日(火)、3月1日(火)  
※予約不要

▼**相談時間** 13時30分～16時  
▼**担当者** 司法書士、介護支援専門員、社会福祉士、保健師など

【**02共通**】  
▼**場所** 総合福祉センター  
▼**申込先・問い合わせ**  
子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118  
☐731hoco@town.masaki.nime.jp



## 松前町高齢者福祉計画を策定しました

令和3年度から5年度までを計画期間とする、松前町高齢者福祉計画(第8期介護保険事業計画)を策定しました。この計画は、高齢者とその家族のニーズや地域が抱える課題を反映し、高齢者が自分らしくいきいきと地域の中で共に暮らせるまちづくりを目指して

策定したものです。本計画に基づき、介護サービスの質の向上などに取り組んでいきます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎保険課介護保険係  
☎985-4115  
福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205

## 固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の状況(新築、増築、取り壊しなど)を調査することです。「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が、使用状況などを質問することもあります。



☎次のような変更があればご連絡を  
①土地の使用状況を変更した場合  
②家屋を新築・増築・取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)  
③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)  
④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

☎町民課資産税係  
☎985-4111

生活も ウイルス予防も 蛇口から

## 6月1日～7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



### 水を大切に

- 歯磨き** 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
- お風呂** シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯** お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、水まきにも利用できます。
- 洗車** ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

### 漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロットが回っていないか確認。少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。



パイロット

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事業者が修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

☎上下水道課業務係 ☎985-4126

## 医療費助成の更新

●ひとり親家庭医療費（申請での更新）  
●重度心身障がい者医療費（自動更新）

現在の受給者証の有効期限は6月30日（水）です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

### 【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月中旬に郵送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。  
※新型コロナウイルス感染症予防のため、同封している返信用封筒を使って郵送で手続きをお願いします。

### ▼対象者

- ①ひとり親家庭の父か母と児童
  - ②祖父（母）と孫、または兄（姉）と弟（妹）
  - ③父母のない児童
- ※児童：20歳未満で就職していない人

### ▼対象除外

- ①前年（1～6月申請分は前々年）に所得税が課税されている家庭
- ※税の扶養状況で、課税されていても対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ②生活保護を受けている家庭

### ●子育て・健康課児童福祉係

☎985-4114

### 【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

### ●福祉課障がい福祉係

☎985-4112

## 児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は、毎年6月1日の状況を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

対象者には、6月8日ごろに案内

文書を郵送しますので、同封している返信用封筒を使って郵送で手続きをお願いします。

※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

### ●子育て・健康課児童福祉係

☎985-4114

## インターネットでの回答にご協力を 経済センサス―活動調査実施中

6月1日を基準日として、全国の事業所と企業が対象の「経済センサス―活動調査」を行っています。この調査は、事業内容、売り上げや設備投資など企業の経済活動を調べ、結果を政策決定や経営計画の参考資料として活用するためのものです。

届いた調査票は、新型コロナウイルス感染症予防のため、できる限りインターネットでご回答ください。

なお、回答いただいた内容は、統計作成目的以外に使用することはありません。

### ●財政課統計電算係

☎985-4101

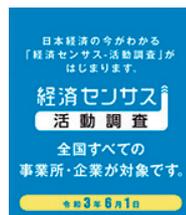
## 毎月19日は食育の日 感謝を込めて、「いただきます」

6月は食育月間です。次の三つを心掛け、「食べること」で心身に健康になりましょう。

- ①毎日朝食を食べる。
- ②食事を楽しむ。
- ③食卓に、松前産の食材を取り入れてみる。

### ●子育て・健康課健康増進係

☎985-4118



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

詳しくは、同調査キャンペーンサイトをご覧ください。

<https://e-census2021.go.jp/>

経済センサス 2021

